

_		佐貝県地域防災計画(第3編)以			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
頁		修正前		修正後	備考
	目次は省略				
	第3編 地震・津波災	災害対策	第3編 地震・津波	災害対策	
	第1章 総則		第1章 総則		
	第3節 被害想定		第3節 被害想定		
29	【参考】用語集		【参考】用語集		誤記の修正
	(略) ※11 速度構造モデ 地盤内に ル	おける地震波の速度の分布。P <u>派</u> と S <u>派</u> で構造は異なる。	(略) ※11 速度構造モデ 地盤内I ル	こおける地震波の速度の分布。P <u>波</u> と S <u>波</u> で構造は異なる。	
	(略)		(略)		
	第2章 地震災害対策	ŧ	第2章 地震災害対策	策	
	第1節 災害予防対策計	画	第1節 災害予防対策記		
	第1項 安全・安心な県土づくり		第1項 安全・安心な県土づくり		
	第1 県土保全施設の整備	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、 下水道管理者、ため池の管理者、 県(環境課、都市計画課、下水道課、農山漁村課、建築住宅課、 河川砂防課、森林整備課、港湾課)	第1 県土保全施設の整備	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、 下水道管理者、ため池の管理者、 県(環境課、都市計画課、下水道課、農山漁村課、建築住宅課、 河川砂防課、森林整備課、港湾課)	国の防災基本 計画の修正を 受けて
	1 地盤災害防止施設等の整備		1 地盤災害防止施設等の整備	in the state of th	
	(1)~(4) (略)		(1)~(4) (略)		
	(5) 土砂災害のソフト対策		(5) 土砂災害のソフト対策		
	ア〜イ (略) ウ 警戒避難体制の整備		ア〜イ (略) ウ 警戒避難体制の整備		
	(略)		(略)		
	~ (略)		~ (略)		
35	避難所の開設・運営		<u>指定</u> 避難所の開設・	運営	
	土砂災害に対して安全	な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法	土砂災害に対して安全	全な <u>指定</u> 避難所の一覧表、開設・運営体制、 <mark>指定</mark> 避難所開設状況の	
	について定める。		伝達方法について定める	<b>3</b> .	
	~ (略)		~ (略)		
	工 (略)		工 (略)		
36	(6)~(10) (略) (11) 地盤の液状化対策の推進		(6)~(10) (略) (11) 地盤の液状化対策の推進	<b>E</b>	
	, , ==	<b>転設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を</b>	( ) =	₹ 施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を	
		データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特		浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、	
	性を踏まえた技術基準を検討	し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止		基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発	
	する対策や液状化が発生した	場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。	生を防止する対策や液状化	が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実	



頁		作正前		修正後	備考	
	(略) (12) (略) 2 (略)		施する。 (略) (12) (略) 2 (略)			
	第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進		第2項 災害応急対策、復旧	第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進		
51	及び応急体制の整備等	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、 県(消防防災課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属)	第1 情報の収集、連絡・伝達 及び応急体制の整備等	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、県(消防防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属)	関係所属の追 加	
1 (略)   1 (略)   2 情報の分析整理		は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図ると	国の防災基本計画に合わせる			
62	第3 相互の連携体制、広域防 災体制の強化	市町、消防機関、防災関係機関、 県( <u>広報広聴課、危機管理・報道課、消防防災課、新幹線・地域交通課、循環型社会推進課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、薬務課、産業企画課、経営支援課、県土企画課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課、総務事務センター</u> )	第3 相互の連携体制、広域防 災体制の強化 (略)	市町、消防機関、防災関係機関、 県( <mark>各協定の担当所属</mark> )	表記の簡略化	
	(略) 1 都道府県間の相互応援 (略) <u>〔追加〕</u>			と健医療活動総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府県職員 も機管理支援チーム(DHEAT)等の受援体制を整備する。	保健医療分野について追記	



頁			修正前				修正後		備考
	<u>2</u> 県と	防災関係機関等との応援協定			<u>3</u> 県と	防災関係機関等との応援協定			
	現在	締結している協定等			現在締結している協定等				協定の追加
	区分	協定名[所管部署]	協定締結の相手方	協定締結年月日	区分	協定名[所管部署]	協定締結の相手方	協定締結年月日	<u>                                     </u>
		,	(略)				(略)		
	自治体	九州·山口 9 県災害時応援協定[消防防災課]	福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮 崎県・鹿児島県・沖縄県・山口県	平成23年10月31日	自治体	九州·山口 9 県災害時応援協定[消防防災課]	福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮 崎県・鹿児島県・沖縄県・山口県	平成23年10月31日	
20						九州・山口 9 県災害時愛護動物救 護応援協定「生活衛生課 <u>]</u>	福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮 <u>崎県・鹿児島県・沖縄県・山口県</u>	平成25年10月22日	
63		関西広域連合と九州地方知事会と の災害時の相互応援に関する協定		平成23年10月31日		関西広域連合と九州地方知事会と の災害時の相互応援に関する協定		平成23年10月31日	
					陸上自衛隊西部方面隊と九州地方 知事会との相互協力に関する協定 「消防防災課」		平成30年 5月22日		
	(略)			(略)					
		(略)			(略)				
	医療	(略)			医療		(略)		
64		(11111111111111111111111111111111111111	一般社団法人佐賀県精神科病院協会 独立行政法人国立病院機構肥前精神 医療センター 国立大学法人佐賀大学医学部附属病 院 地方独立行政法人佐賀県医療センタ ー好生館	平成28年 8月 8日		佐賀県DPAT(災害派遣精神医療チーム)に関する協定 [ 障害福祉課 ]	一般社団法人佐賀県精神科病院協会 独立行政法人国立病院機構肥前精神 医療センター 国立大学法人佐賀大学医学部附属病 院 地方独立行政法人佐賀県医療センタ ー好生館	平成28年 8月 8日	
						災害時における災害支援活動に関 する協定 [医務課]	公益社団法人佐賀県看護協会	平成29年10月19日	
		災害時における災害時要配慮者へ の支援に関する協定[福祉課]	株式会社ニチイ学館佐賀支店 セントケア九州株式会社	平成 26 年 5 月 30 日 平成 26 年 5 月 30 日	要配慮者	災害時における災害時要配慮者へ の支援に関する協定[福祉課]	株式会社ニチイ学館佐賀支店 セントケア九州株式会社	平成 26 年 5 月 30 日 平成 26 年 5 月 30 日	
						佐賀県災害多言語支援センターの 設置及び運営に関する協定 [ 国際 課 ]	公益財団法人佐賀県国際交流協会	平成29年 3月23日	
						災害時におけるオストメイト用ト イレの供給協力に関する協定[福 祉課]	株式会社ニード	平成31年 3月 4日	



建設業災害災害災害	を実践における畳等の供給協力に関する協定[福祉課]  を実践における応急対策に関する。  を実践・技術課]  を実践・技術課]  を実践に関する協定[消防防災課]	(略) 一般社団法人佐賀県建設業協会(締結 時:社団法人)	平成 29 年 8月 28日平成 18 年 9月 1日平成 26 年 3月 17日	物資建設業	災害時における畳等の供給協力に関する協定[福祉課] <u>災害時におけるオストメイト用トイレの供給協力に関する協定[福祉課]</u> 災害時における応急対策に関する	(略) (略) 佐賀県畳工業組合 株式会社ニード(再掲) (略)  (略)	平成 29 年 8 月 28 日平成31年 3月 4日平成31年 3月 4日	
建設業 災害協定 災害	(書時における応急対策に関する お定[建設・技術課] (書時における電気設備等の応急	佐賀県畳工業組合 (略) 一般社団法人佐賀県建設業協会(締結時:社団法人)	平成 18 年 9月 1日		関する協定[福祉課] <u>災害時におけるオストメイト用トイレの供給協力に関する協定[福祉課]</u> 災害時における応急対策に関する	佐賀県畳工業組合 <u>株式会社ニード(再掲)</u> (略)	平成31年 3月 4日	
建設業災害災害災害	(書時における応急対策に関する お定[建設・技術課] (書時における電気設備等の応急	(略) 一般社団法人佐賀県建設業協会(締結 時:社団法人)	平成 18 年 9月 1日	建設業	関する協定[福祉課] <u>災害時におけるオストメイト用トイレの供給協力に関する協定[福祉課]</u> 災害時における応急対策に関する	株式会社ニード(再掲)	平成31年 3月 4日	
協定災害	3定 [建設・技術課] (害時における電気設備等の応急	一般社団法人佐賀県建設業協会(締結時:社団法人)		建設業	イレの供給協力に関する協定[福 祉課] 災害時における応急対策に関する	(略)		
協定災害	3定 [建設・技術課] (害時における電気設備等の応急	一般社団法人佐賀県建設業協会(締結時:社団法人)		建設業	災害時における応急対策に関する		平成 18 年 9 日 1 日	
協定災害	3定 [建設・技術課] (害時における電気設備等の応急	時:社団法人)		建設業		一般社団法人佐賀県建設業協会( 締結	亚成 18 年 0 日 1 日	
		佐賀県電気工事業工業組合	平成 26 年 3月 17日		協定[建設・技術課]	時:社団法人)	TM 10 T 373 1 L	
					災害時における電気設備等の応急 対策に関する協定[消防防災課]	佐賀県電気工事業工業組合	平成 26 年 3 月 17 日	
					災害時の応援協力及び緑化啓発活 動等に関する協定書[建設・技術 課]	佐賀県造園建設業協会	平成 30 年 5 月 31 日	
				<u>港湾</u>	港湾施設及び港湾区域内における 災害時の応急対策に関する協定 「港湾課」		平成 22 年 9月 1日 平成 25 年 7月 1日	
			漁港施設及び区域内における災害 時の応急対策に関する協定[農山 漁村課]	<u>佐賀県港湾建設協会</u>	平成 22 年 9月 1日			
				福所江漁港施設及び区域内におけ る災害時の応急対策に関する協定 「農山漁村課 ]	佐賀県有明海港湾漁港建設協会	平成 25 年 7月 1日		
					<u>災害発生時における応急対策業務</u> <u>等に関する包括的協定 [ 港湾課 ]</u>	国土交通省九州地方整備局、九州各 県、下関市、福岡市、北九州市、佐世 保市、一般社団法人日本埋め立て浚渫 協会九州支部、九州港湾空港建設協会 連合会、山口県港湾建設協会、一般社 団法人日本海上起重技術協会九州支 部、全国浚渫協会西日本支部、一般社 団法人日本潜水協会福岡支部、一般社 団法人海洋調査協会、一般社団法人港 湾技術コンサルタンツ協会	平成 28 年 1月 5日	
放送・		(略)	<u>I</u>	放送・		(略)		



		修正前				修正後		備考
報道				報道				
		(略)			(略)			
その化	也	(略)		その他		(略)		_
		5急対策業 株式会社島内エンジニア 株式会社富士建	平成28年 8月30日 平成28年 8月30日		無人航空機による災害応急対策業務(映像撮影・物資輸送等)に関する協定[消防防災課]		平成28年 8月30日 平成28年 8月30日	
					災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の輸送等に関する協定書[生活衛生課]	- I	平成30年 8月22日	
						也 一般社団法人佐賀県建築士会、一般社 団法人佐賀県建築士事務所協会、公益 社団法人日本建築家協会九州支部佐 賀地域会	平成31年 1月17日	
					災害発生時等におけるCSO等が ランティア団体との連携・協力に 関する協定[県民協同課]	で <u>佐賀災害支援プラットフォーム</u>	平成31年 1月23日	
					災害時等における遺体の搬送等の協力に関する協定[生活衛生課]	2 <u>一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協</u> 会	平成31年 3月14日	
第2項	<b>災害応急対策、復旧</b> ・	・復興に資する効果的な備えの推進		第2項	災害応急対策、復旧・復興に	資する効果的な備えの推進		
第4	応急復旧及び二次災害の 防止活動	市町、水道事業者等、ライフライン事業 県(循環型社会推進課、県土企画課、建 河川砂防課、道路課)			<b>防止活動</b> 県(循環	K道事業者等、ライフライン事業者、 関型社会推進課、県土企画課、建設・技術 試課、道路課)	謂、下水道課、	国の防災! 計画の修正 受けて
果 対策 者と	の間で協定を締結するなど 的な災害応急対策等が行え に係る業務(被災情報の整 の間で協定を締結しておく くなど、民間事業者のノウ	図の確立 関係機関は、平常時から国、他の地方公共 、連携強化を進めることにより、災害委 るように努めるものとする。また、民間 理、支援物資の管理・輸送等)について 、輸送拠点として活用可能な民間事業者 ハウや能力等を活用するものとする。	後生時に各主体が迅速かつ 引事業者に委託可能な災害 「は、あらかじめ民間事業	県、 等との 効果的 実効性 情報の してお	間で協定を締結するなど、連携強 な災害応急対策等が行えるように <mark>の確保に留意するものと</mark> する。ま 整理、支援物資の管理・輸送等)	、平常時から国、他の地方公共団体等 化を進めることにより、災害発生時に 努めるものと <u>し、協定締結などの連携</u> た、民間事業者に委託可能な災害対策 については、あらかじめ民間事業者と 間事業者の管理する施設を把握してお する。	各主体が迅速かつ 強化に当たっては、 に係る業務(被災 の間で協定を締結	
2 (略	各)			2 (略)				
Z (#								



頁	修正前	修正後	備考
		県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助 に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用 により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。	
70	第5 救助、医療及び消防活動 体制の整備国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県(消防防災課、障害福祉課、医務課、薬務課)国、県、市町、医療機関及びその他の防災関係機関は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。	第5 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備 国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県(消防防災課、福祉課、障害福祉課、医務課、薬務課) 国、県、市町、医療機関及びその他の防災関係機関は、発災時における救助・救急、消防及び保健医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。 また県においては、関係者と連携し保健医療活動を効率的に行うため、保健医療活動の総合調整機能の確立に努めることとする。	国の防災基本 計画の修正を 受けて 保健医療活動 の総合調整機 能の新設
	1 (略)	1 (略)	記載内容の見 直し
71	【追加】	2 救急搬送体制の強化 消防機関は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努める。また、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。。 さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。  3 消防活動体制の整備 (1) 火災防止の啓発、体制の整備 市町及び消防機関は、地震発生時の火災防止のため、出火防止・初期消火及び火災の拡大防止について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知徹底しておくものとする。 市町は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。 (2) 消防施設等の整備強化 市町及び消防機関は、地域の実情に応じて、消防施設・設備、消防水利及び火災通報施設等について、年次計画を立ててその整備の推進に努める。 (3) 消火活動体制の整備 市町及び消防機関は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、 区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。	
	<ul> <li>2 医療活動体制の整備</li> <li>(1) 災害拠点病院の整備</li> <li>県は、災害拠点病院について、次のとおり選定するとともに、施設等の耐震化、地震災害時の患者受入機能及び医療救護班派遣機能の強化、患者搬送車の整備、応急用医療資機材の貸出</li> </ul>	4 保健 (1) 災害拠点病院の整備 県は、災害拠点病院について、次のとおり選定するとともに、施設等の耐震化、地震災害時 の患者受入機能及び災害派遣医療チーム(DMAT)派遣機能の強化、患者搬送車の整備、応	



頁	修正前	修正後	備考
72	などによる地域の医療施設を支援する機能等の強化を促進することにより、地震災害時の医療体制の整備に努める。 (略) ア~イ (略)	急用医療資機材の貸出などによる地域の医療施設を支援する機能等の強化を促進することにより、地震災害時の医療体制の整備に努める。 (略) ア~イ (略)	
	(2) (略) <u>(追加)</u>	(2) (略) (3) 災害時保健医療活動要領の普及・活用 県は、県内において大規模災害が発生し保健医療活動の総合調整を行う必要がある場合の活動を規定した「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領(平成31年1月策定)」を関係者に普及し、医療をはじめとする専門的な支援者の協力を得て、保健医療対策を指揮調整する。	要領について追記
	(3) 災害時医療救護マニュアルの普及・活用 県は、この計画に基づく詳細な医療活動の手順を規定した「災害時医療救護マニュアル(平 成15年9月策定)」を関係者に普及し、迅速かつ的確な医療活動に役立てる。 (4) (略) (5) 医療応援体制の整備 ア 都道府県間の応援体制 県は、医療の応援について都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援 体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練	(4) 災害時医療救護マニュアルの普及・活用 県は、この計画に基づく詳細な医療活動の手順を規定した「災害時医療救護マニュアル(平 成31年3月改正)」を関係者に普及し、迅速かつ的確な医療活動に役立てる。 (5) (略) (6) 医療応援体制の整備 ア 都道府県間の応援体制 県は、医療の応援について都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応 援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓	
73	等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。 イ (略)	練、ドクターへリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参集 拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。 また、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援 チーム(DHEAT)の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継 続的な研修・訓練を実施する。 イ (略)	
	(6)~(7)(略) (8) 広域搬送拠点の整備 県は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地、大規模なスペースを有する場所等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構)と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。 (9)~(11) (略) (12) 災害時緊急医薬品等の備蓄 国、県及び市町は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備	(7)~(8)(略) (9) 広域搬送拠点の整備 県は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として利用できる場所をあらかじめ抽出しておくとともに、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構)と協力しつつ、災害発生時における広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備に努めるものとする。 (10)~(12)(略) (13) 災害時緊急医薬品等の備蓄 国、県及び市町は、医薬品等の安定的な供給体制の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品	広域搬送拠点 臨時医療施設 について明記
		等の備蓄に努める。  【削除】	



頁		修正前		修正後	備考
	市町は、木造住宅密集地域係機関との連携による迅速なるものとする。 (2) 消防施設等の整備強化市町及び消防機関は、地域について、年次計画を立てで(3) 市町及び消防機関は、平均区域内の被害想定の実施及で(4) 救急搬送体制の強化消防機関は、救急搬送能力を入、救急救命士の養成に努める	等を通じ住民及び事業所等に周知徹底しておくものとする。 成において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関 は避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努め 成の実情に応じて、消防施設・設備、消防水利及び火災通報施設等 こその整備の推進に努める。 常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、 びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。 高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導 。また、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。 発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。			
1	第6 緊急輸送活動  1 緊急輸送ネットワ・クの形(略) また、これらを調整し、災害する広域物資輸送拠点、市町が	国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、 市町、 県(消防防災課、産業企画課、経営支援課、水産課、農山漁村 課、空港課、新幹線・地域交通課、道路課、港湾課)	する広域物資輸送拠点、市町	国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、県(消防防災課、産業企画課、経営支援課、水産課、農山漁村課、空港課、新幹線・地域交通課、道路課、港湾課) 成及び輸送機能の強化  まに対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。	国の防災基本計画の修正を受けて
	2~5 (略)  第7 避難及び情報提供活動  国、市町、「幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校」(以下「学校等」という。)・病院等・社会福祉施設(保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。)・不特定多数の者が使用する特定施設等の管理者、県(危機管理・報道課、消防防災課、こども未来課、法務私学課、スポーツ課、文化課、まなび課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、国際課、林業課、県土企画課、建設・技術課、建築住宅課、市町支援課、学校教育課、教育総務課、保健体育課)		2~5 (略) 第7 避難及び情報提供活動	国、市町、「幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校」(以下「学校等」という。)・病院等・社会福祉施設(保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。)・不特定多数の者が使用する特定施設等の管理者、県(危機管理・報道課、消防防災課、こども未来課、法務私学課、スポーツ課、文化課、まなび課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、国際課、林業課、県土企画課、建設・技術課、建築住宅課、市町支援課、学校教育課、教育総務課、保健体育課)	国の防災基本計画の修正を受けて表現の見直し
	1 市町の避難計画 (1) (略)		1 市町の避難計画 (1) (略)		

80



備老

修正前 頁 78 (2) 避難場所及び避難所 市町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、 災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、施設の管理者の同意を得たうえで、 次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及 び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ 指定し、住民へ周知徹底を図るものとする。 79 市町は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の ため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。 県は、市町が県有施設を避難場所又は避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に 努める。特に、避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう 多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。 ア 指定緊急避難場所 (7) 指定基準 市町は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設 又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがある物がな い場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有す るものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必 要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。 イ 指定避難所 (7) 指定基準 a (略) b 市町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配 **慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、** 避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等 の関係者と調整を図るものとする。 c (略) (イ) 機能の強化

> 市町は、あらかじめ指定<u>した</u>避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。 (略)

また、避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、県・市町において整備するものとする。

a 必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備

#### (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所

市町は、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ</u>、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、施設の管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>日頃から</u>住民等へ周知徹底を図るものとする。

修正後

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(略)

市町は、一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

県は、市町が県有施設を<u>指定緊急</u>避難場所又は<u>指定</u>避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、<u>指定</u>避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

#### ア 指定緊急避難場所

(7) 指定基準

市町は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設 又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがある物がな い場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有す るものを指定すること。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、 大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所 を近隣市町村に設けるものとする。

- イ 指定避難所
- (7) 指定基準
  - a (略)
  - b 市町は、学校を<u>指定</u>避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、<u>指定</u>避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、<u>指定</u>避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
  - c (略)
- (イ) 機能の強化

市町は、あらかじめ指定避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。(略)

また、<u>指定</u>避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、県・市町において整備するものとする。

a 必要に応じ、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備



頁	修正前	修正後	備考
	b~c (略) d 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立e~f (略) (ク) (略) (3) 避難路及び誘導体制 ア 市町は、住民の人命の安全を第一に、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。また、緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。 イ (略) ウ 市町は、避難誘導にあたっては、避難路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。 エ (略) (4) 避難所の管理運営市町は、避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。	b~c (略) d 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立e~f (略) (ウ) (略) (3) 避難路及び誘導体制 ア 市町は、住民の人命の安全を第一に、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。 イ (略) ウ 市町は、避難誘導にあたっては、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。 エ (略) (4) 指定避難所の管理運営市町は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、指定避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 市町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 (5) (略)	
82	2 広域避難体制の整備 県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、必要に応じ、他の地方 公共団体との広域一時滞在(被災住民が、県内又は県外の区域に一時的な滞在を行うことをいう。) に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結な ど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。	2 広域避難体制の整備 県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、必要に応じ、他の地方 公共団体との広域一時滞在(被災住民が、県内又は県外の区域に一時的な滞在を行うことをいう。) に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結な ど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。 市町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、 他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるも のとする。 3 ~ 5 (略)	記載場所の変 更(第2章第 2節第14項 第3-2から)
83	第8 避難行動要支援者対策の 市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、避難所に指定	第8 避難行動要支援者対策の 市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、 <u>指定</u> 避難所に	国の防災基本



頁		修正前		修正後	備考
	強化 (略)	された施設の管理者、 県(消防防災課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社 会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、国際課、建築住宅課)	強化	指定された施設の管理者、 県(消防防災課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社 会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、国際課、建築住宅課)	計画の修正を受けて
85	<ul> <li>(1) (略)</li> <li>(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備 ア~イ (略) ウ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送 市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。エ~キ (略)</li> <li>2~3 (略)</li> <li>2~3 (略)</li> <li>2~3 (略)</li> <li>2~3 (略)</li> <li>2 避難所の要配慮者対策 (1) 避難所の整備 あらかじめ避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。</li> </ul>		市町は、安全が確認され	支援体制の整備 定緊急避難場所から指定避難所への移送 れた後に、避難行動要支援者を円滑に <u>指定緊急</u> 避難場所から <u>指定</u> 避 送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあら	
86				4 避難所の要配慮者対策 (1) <u>指定</u> 避難所の整備 あらかじめ <u>指定</u> 避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。	
87	が発生した場合に備え、一時的な	市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県(消防防災課) D交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者 な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰 協定を結ぶなど <mark>避難場所</mark> の確保に努める。	が発生した場合に備え、一時的	市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県(消防防災課) リ交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者 な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰 協定を結ぶなど <u>一時滞在施設</u> の確保に努める。	国の防災基本計画の修正を受けて
	需品等の調達	市町、水道事業者等、事業所、県民、県(消防防災課、福祉課、こども未来課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、薬務課、生活衛生課、農政企画課、林業課、産業企画課)	需品等の調達	市町、水道事業者等、事業所、県民、 県(消防防災課、福祉課、こども未来課、こども家庭課、長寿社 会課、障害福祉課、健康増進課、薬務課、生活衛生課、農政企画 課、林業課、産業企画課)	国の防災基本計画の修正を受けて
88	(略) 1 (略) 2 備蓄方法等 県及び市町は、大規模な地層	<b>§災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実</b>	(略) 1 (略) 2 備蓄方法等 県及び市町は、大規模な地が	震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実	



頁		修正前		修正後	備考	
	施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中 備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するととも に、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。 3~6 (略)			初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中 した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮すると 体制の整備に努める。		
	第12 災害復旧・復興への備え	市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県(消防防災課、情報課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅 課、法務私学課、市町支援課、関係各所属)	第12 災害復旧・復興への備え	市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県(消防防災課、情報課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅 課、法務私学課、市町支援課、関係各所属)	国の防災基本計画の修正を受けて	
91	1 災害廃棄物の発生への対応 (1) 市町の災害廃棄物処理計画 市町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿など)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。		かつ円滑・迅速に災害廃棄 廃棄物( <u>指定</u> 避難所 <u>の</u> ごる	i は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、適正 棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般 みや仮設トイレのし尿など)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体 協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すも		
	第4項 県民等の防災活動の推進		第4項 県民等の防災活動の推進			
	第3 自主防災組織等の育成強 化	市町、事業所、県民、 県(消防防災課、県民協働課)	第3 自主防災組織等の育成強 化	市町、事業所、県民、 県(消防防災課、県民協働課)	国の防災基本 計画の修正を	
99	(略) このため、市町は、自治会、行政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する		組織の育成、強化を図る。その際イの防災体制の充実を図るものと	政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニテでする。必要に応じて避難場所の開錠・ <mark>開放</mark> を自主防災組織で担う組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する	受けて	
	1~2 (略)		1~2 (略)			
	第4 企業防災の促進	市町、事業所、医療機関、 県(消防防災課、医務課、経営支援課)	第4 企業防災の促進	市町、事業所、医療機関、 県(消防防災課、医務課、経営支援課)	国の防災基本計画の修正を	
100	1 企業の事業継続計画等     企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力		献・地域との共生)を十分に認た、リスクコントロールとリス <u>努めるものとする。具体的には</u> 画(BCP)を策定するよう努 <u>化・耐浪化、損害保険等への加</u> 策定、各計画の点検・見直し、	す役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢識し、 <u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に</u> 会企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計める <u>とともに</u> 、防災体制の整備、防災訓練の実施、 <u>事業所の耐震</u> 人や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメ	受けて	



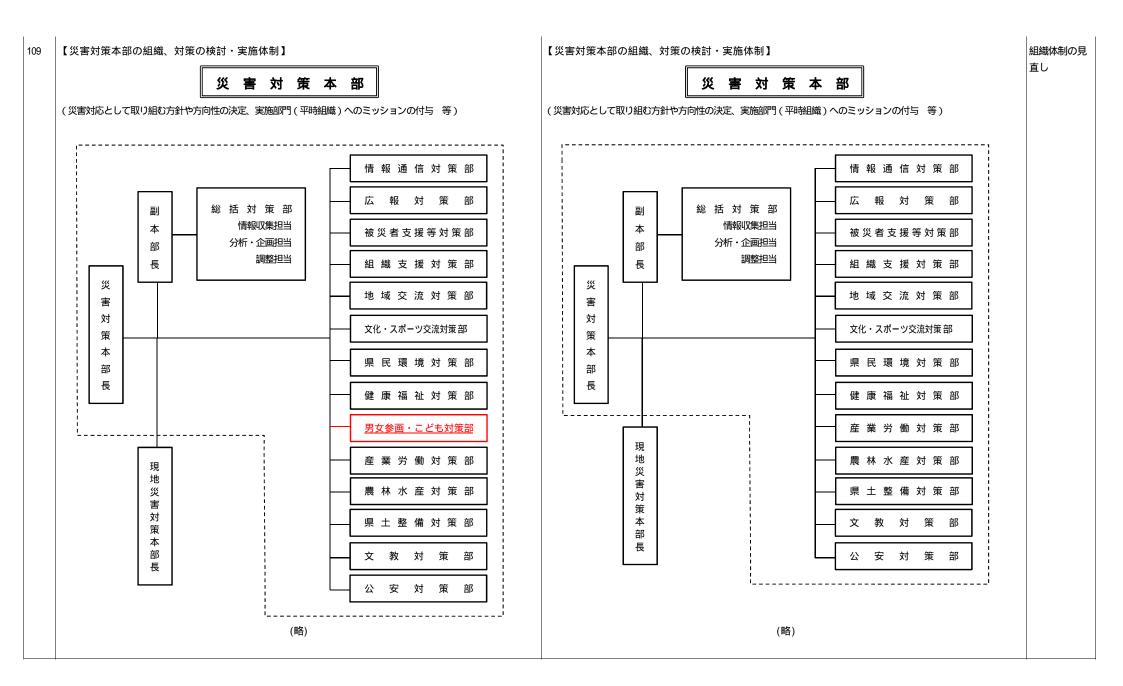
_	佐貝県地域的英計画(第3編 - 地震・洋波英音対象)の修正条 - 利旧対照表					
頁	修正前	修正後	備考			
	するよう努めるものとする。	施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。 県 <u></u> 市町 <u>及び各業界の民間団体</u> は、企業防災に資する情報の提供等を <u>進める</u> とともに、企業に				
	2~4 (略)	2~4 (略)				
101	第6 災害ポランティア活動の 環境整備等 日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関(県・市町災害ボランティアセンター)、市町、県(消防防災課、県民協働課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、薬務課、国際課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課)	第6 災害ポランティア活動の 環境整備等 日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関(県・市町災害ボランティアセンター)、市町、県(消防防災課、県民協働課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、薬務課、国際課、建設・技術課、都市計画課、建築住宅課、河川砂防課)	関係所属を追加			
	1 災害ボランティア活動の環境整備 (略) また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会 その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方法等について整備を推進する。	動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災	国の防災基本計画の修正を受けて			
	2~3 (略)	2~3 (略)				
102	4 災害ボランティアの活動対象 (略)	4 災害ボランティアの活動対象 (略)				

佐賀県地域防災計画 (第3編 地震・津波災害対策) の修正案 新旧対照表



頁		修正前							修正後			備考
	(3) 土砂災害危険値 (4) 医療看護(医師等) (5) 整骨等(柔道整 (6) 福祉(介護福祉 (7) 無線(アマチェ (8) 特殊車両操作( (9) 通訳(語学) (10) 災害支援(初	制定(建築物応急危険度判定 箇所の調査(砂防ボランティ 市、歯科医師、薬剤師、保健 経復師、あん摩マッサージ指 上士、社会福祉士、介護支援 1 ア無線技士) (大型重機等) 期消火活動、救助活動、応急 等の被害状況の把握と対応へ	土) ア協会) 師、看護師、管理栄養士 正師、はり師、きゅう師) 専門員、手話通訳等)		専門ボラン	分ンティア	(2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12)	等) 整骨等(柔道整復 福祉(介護福祉コ 無線(アマチュワ 特殊車両操作(プ 通訳(語学) 災害支援(初期	定(建築物応 (被災宅地危所の歯の 所の歯のは、社線を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	急危険度判定士 <u>険度判定士)</u> <u>災・</u> 砂防ポラン 薬剤師、保健師 マッサージ指援専 土、介護支援専  対助活動、対応への	ティア協会) 、看護師、管理栄養士 師、はり師、きゅう師) 門員、手話通訳等)	専門ボランティアを追加語句の修正
	第 2 節 災害応急対策計画       第         第 1 項 活動体制       第         第 1 項 県の活動体制       県(消防防災課、関係各所属)				(略) <b>第2節 災害応急対策計画 第1項 活動体制 第1項 県の活動体制</b> 県(消防防災課、関係各所属)  (略)							







頁			修正前			修正後						
	(災害対策本	本部の配備体制、所掌事務)				(災害対策本部の配備体制、所掌事務) (略)						
	対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係(対応)課 等	対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係(対応)課 等				
110	総括対策部 防災監	災害対策の総括 危機管理・報 道局長	(略)	(略)	総括対策部 防災監	災害対策の総括 危機管理・報 道局長	(略)	(略)				
		総括対策本部 に、 <u>各対策本部</u> から副形で のので のので のので ので ので ので ので ので ので ので ので ので				総括対策部から、 経査対策部から、 副部長が長り 副部長が名とは 員1名及で名と 員1名の配 員1名の配 電景のに でいる。)			誤記の修正			
			(略)			1	(略)					
115	健康福祉対策部 健康福祉部長	害とりまとめ 及び応急対策	・対策部内 <u>(男女参画・こども対策部含む)</u> の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	福祉課	健康福祉対策部 健康福祉部長	対策部内の被 害とりまとめ 及び応急対策 の連絡調整 福祉課長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策 の連絡調整に関すること	福祉課	組織体制の見直し			
					<u>(正)</u> 男女参 画・こど も局長 (副)	保健医療活動 の総合調整 医療統括監	・保健医療調整本部の設置他、保健医療活動の総合調整に関すること・災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等他都道府県への支援チームの派遣要請等、外部からの保健医療福祉に関する支援者(医療等ボランティアを含む)に関すること	福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 国民健康保険課 健康増進課 薬務課 生活衛生課 こども家庭課				
		'	(略)				(略)					
		医療対策 医務課長	医療救護班の編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること     被災者の救護(助産を含む。)に関すること     他都道府県、国への医療従事者(DMAT 含む。)の派遣要請に関すること     団体(医師会、NHO等)への医療従事者の派遣要請に関すること     医療機関への医療活動情報の提供に関すること     ボランティア(医療支援)に関すること	医務課		医療対策 医務課長	・保健医療活動チームの派遣調整及び被災者の救護に関すること ・被災者の救護(助産を含む。)に関すること ・国への医療従事者(DMAT 含む。)の派遣要請に関すること ・団体(医師会、NHO等)への医療従事者の派遣要請に関すること ・医療機関への医療活動情報の提供に関すること ・ドクターヘリの運航に関すること					

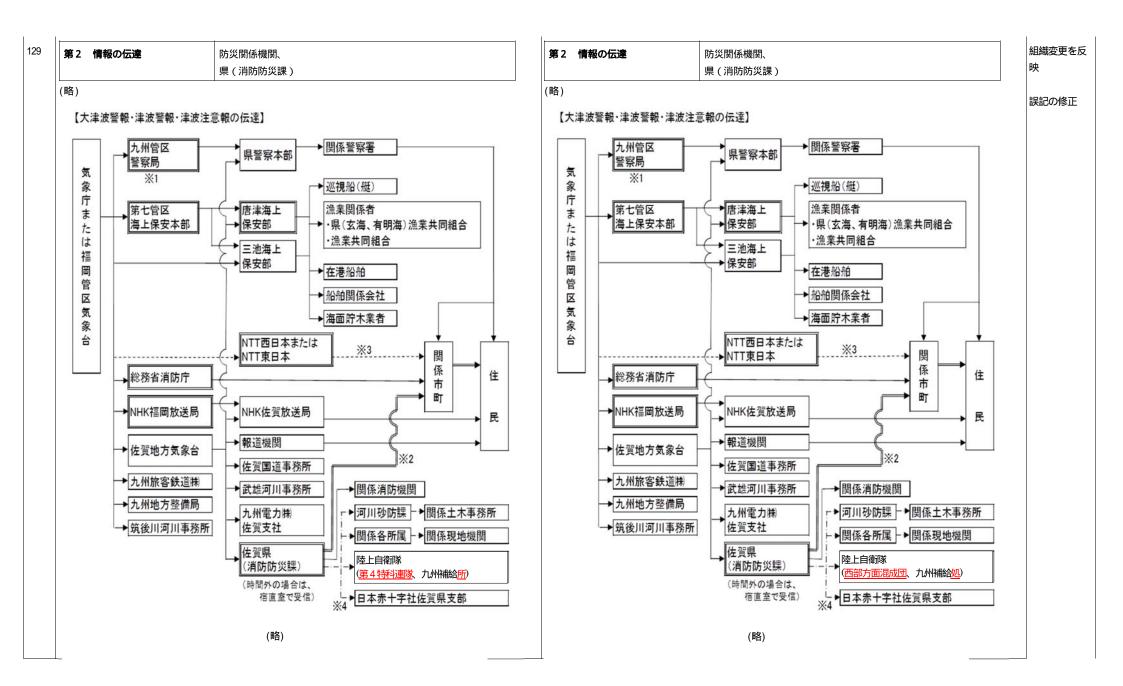


		•	位 只 示 地	以防災計画(第3編)	5辰 1年/汉贝		工来 利口对照公	Υ		
頁	修正前						修	正後		備考
			・ドクターヘリの運航に関すること							
			(略)		(略)					
	<u>こども対策</u> <u>部</u> <u>男女参</u> 画・こど	こども、妊産婦 等対策 男女参画・こ ども局副局 長	・こども、妊産婦、乳児に対する対策に と	関するこ こども未来課 こども家庭課		こども、妊産婦 等対策 男女参画・こ ども局副局 長	・こども、妊産婦、 と <u>(主として福祉</u>	乳児に対する対策に関するこ <u>- 関係)</u>	こども未来課 こども家庭課	
	<u>も局長</u>	•	(略)					(略)		
			(略)				(略)			
116										
	第2項 地震	こう はいま とうしゅう ほんしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅう	達		第2項 地	震、津波の情報化	伝達			
123			関に関する情報の種類、 皮注意報、津波に関する情報の種類、内容等	佐賀地方気象台			震に関する情報の種類 波注意報、津波に関する		方気象台	
	(略)				(略)					
	緊急地震速	、震度5弱以上の 報(警報)を発表 なお、震度6弱以	)揺れが予想された場合に、震度4以上 する。日本放送協会(NHK)は、テ  上の揺れを予想した緊急地震速報(警郭	レビ、ラジオを通じて住民に	1 緊急地震速報(警報) 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、 緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に 提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位 置づけられる。 また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報シス テム(J-ALERT)経由による市区町村の防災無線等を通して住民に伝達される。					文言の追加
124	2 地震情報 <i>の</i>	種類とその内容			(略)	の種類とその内容				
	地震情報の	鍾類	内容		地震情報の			内容		
	震度速報		地震発生約1分半後に、震度3以上を観測 90地域に区分)と地震による揺れの発生時		震度速報			こ、震度3以上を観測した地域名 震による揺れの <mark>検知</mark> 時刻を発表。	名(全国を約	語句の修正
		1	(略)	الاعتماعي			(略)	RICA STET WATER PROPERTY.		
	( ) <del> </del> +   1				2 地雷江	ᆉᄀᄱᄥᅷᄀᄱᅼᄼᄶᄱ	VI <b>4</b>			
	〔追加〕				解説資料	動に関する解説資料 │	<del>性可</del>			
					等の種類		<u>表基準</u>	<u>内容</u>		
					地震解説 資料		を満たした場合 津波警報、津波注意	地震発生後30分程度を目途		
				<u>真科</u> (速報版)	<u>・人洋ル管報、済</u> 報発表時	主以言報、	初動対応に資するため、津			
					・震度4以上 ・震度4以上 ・震度4以上					
						(但し、地震が その都度の発表)	<u>頻発している場合、</u> はしない )	<u> </u>	火房が饿ほ川リナに症	
					<u> </u>	での即反の光衣	<u>はひはい。)</u>			

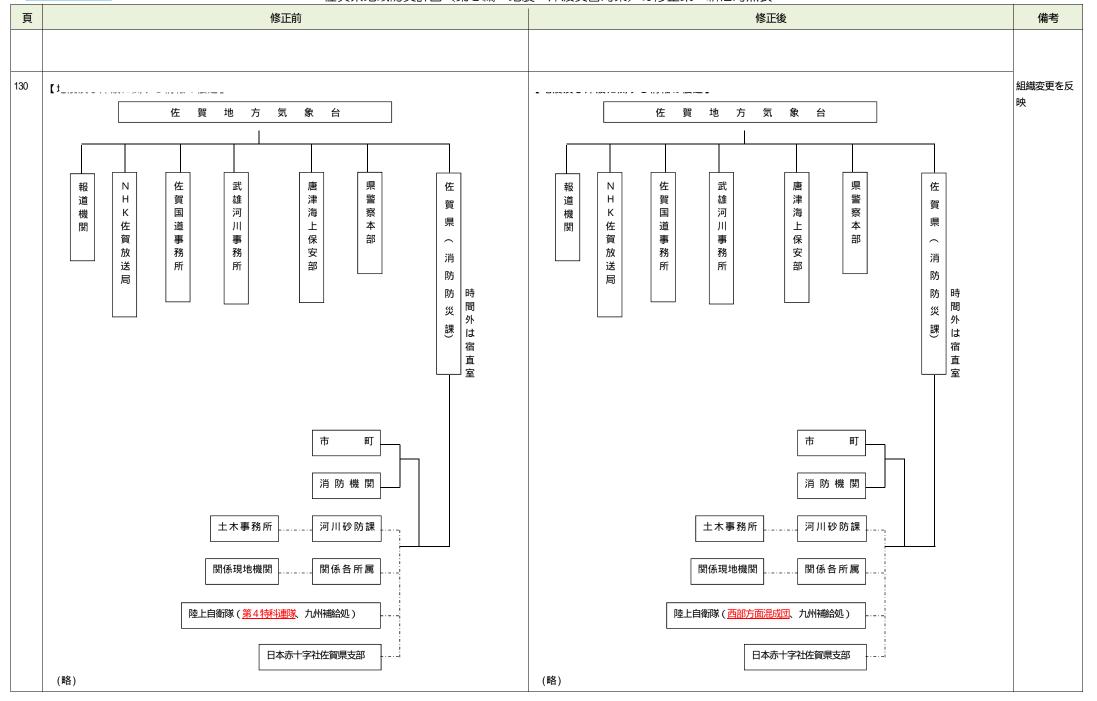


頁	修正前	修正後	備考
		地震解説   以下のいずれかを満たした場合   ・大津波警報、津波警報、津波注意   報発表時   ・震度 5 弱以上   ・社会的に関心の高い地震が発生   ・社会的に関心の高い地震が発生   ・ 定期(毎月初旬)   ・ 定期(毎月初旬)   ・ 定期(毎月初旬)   ・ 定期(毎月初旬)   地震発生後1~2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りましめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料   ・ 定期(毎月初旬)   地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料	
	3 大津波警報・津波三章報 (略)	4 大津波警報・津波注意報 (略)	
	<u>4</u> 津波情報の種類とその内容 (略)	5   津波情報の種類とその内容     (略)	
	(*1)(略) (*2)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について	(*1)(略) (*2)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について	
	(略)	(略)	
	沖合で観測された津波の最大波 (観測値及び沿岸での推定値 )の発表内容	沖合で観測された津波の最大波 (観測値及び沿岸での推定値 )の発表内容	
127		沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での 定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到 達中であることを伝えます。	注釈の追加
	<u>5</u> 津波予報 (略)	<u>6</u> 津波予報 (略)	

資料1-3









		長・洋収火合利泉/の修正栄・利口利照衣	
頁	修正前	修正後	備考
131	第3 関係機関による措置事項 佐賀地方気象台、県警察、市町、消防機関、海上保安部、 西日本電信電話株式会社、 県(消防防災課、河川砂防課)	第3 関係機関による措置事項 佐賀地方気象台、県警察、市町、消防機関、海上保安部、西日本電信電話株式会社、県(消防防災課、河川砂防課)	
	<ul> <li>1 気象台         <ul> <li>(1)~(3) (略)</li> <li>(4) 警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ</li></ul></li></ul>	<ul> <li>1 気象台         <ul> <li>(1)~(3) (略)</li> <li>(4) 警報等の発表基準の引き下げ                 佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、土砂災害警戒情報、</li></ul></li></ul>	第2編の記載 に合わせる
132	2 県 (1)~(4) (略) (5) 警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ 佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。	2 県 (1)~(4) (略) (5) 警報等の発表基準の引き下げ 佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、土砂災害警戒情報、 大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準の引下げを実施するものとする。	
	3 (略)	3 (略)	
	4 市町 (略) (1)~(2) (略)	4 市町 (略) (1)~(2) (略)	
	(3) 近地地震津波に対する自衛措置 ア 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表 <u>以前</u> であっても津波が襲来するお それがある。 (略)	(3) 近地地震津波に対する自衛措置 ア 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表前であっても津波が襲来するおそれがある。 (略)	語句の修正
133	(円) (ア) 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう <u>避難</u> <mark>準備・高齢者等避難開始、勧告、</mark> 指示(緊急)を行う。 (イ) (略) イ~エ (略)	(7) 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう指示 (緊急)を行う。 (イ) (略) イ~エ (略)	文言の修正

2 要請先



頁		修正前		修正後	備考
	第3項 災害情報の収集・連	洛、報告	第3項 災害情報の収集・連	絡、報告	
138	第3項 災害情報の連絡方法  (略)  <被害・対策の状況>  (略)  住民避難、避難所の設置・運営 救援物資の状況  (略)	防災関係機関、 県(消防防災課)  【情報収集・連絡系統図】  市町 保健福祉 保護察 佐賀県 (災害対策本部等)	第3項 災害情報の連絡方法  (略)  <被害・対策の状況>  ~ (略)  住民避難、避難所の設置・運営 救援物資の状況  ~ (略)	防災関係機関、 県(消防防災課)  【情報収集・連絡系統図】  市町	対応する部局の修正
139	防第246号)及び火災・災害等 づき、国に対し、被害状況等を なお、 <mark>県は、</mark> 人的被害の数につ	いて、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収 Bするものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との	防第246号)及び火災・災害 づき、国に対し、被害状況等を なお、人的被害の数 <u>(死者・行う。その際、県は、</u> 警察・消防が 関は県に連絡するものとする。 突合・精査を行い、国へ報告す	<mark>〒方不明者数をいう。)</mark> について <mark>は、県が一元的に集約、調整を行</mark> など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機 被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・	国の防災基本計画に合わせる
	第 6 項 自衛隊災害派遣要請 第 2 災害派遣要請の手続	<b>計画</b> 自衛隊、海上保安部、福岡空港事務所、市町、 県(消防防災課)	第 6 項 自衛隊災害派遣要請 第 2 災害派遣要請の手続	<b>計画</b> 自衛隊、海上保安部、福岡空港事務所、市町、 県(消防防災課)	組織変更を反映
	1 (略)		1 (略)		

2 要請先



頁					修正前	<b>江</b> 吳宋地	以的火計画(おる橅		1+113				修正後		_		備考
148			区分部	隊の長	担任	部署				区分	部	隊の長	担 1	任 部 署			
		R	<u>第4</u> 陸上自衛隊	<u>特科連隊</u> 長	第	3科			R	陸上自衛隊	西部	<u>方面混成団</u> 長	i	訓練科			
		P	<b>在工</b> 目制例	(略	<del>(</del> i)				P	在工日间例		<b>(</b> )	各)				
				(略)								(略)					
		(略)	)						(略)	)							
	3		情の手続 、					3	要請	<b>事の手続</b>							
149		(略)															
1-10		自衛	所隊の災害派遣に関する │	訓令」第3条に 住	規定する自 所	衛隊の部隊の	)長一覧		「自衛	が の災害派	遣に関す	る訓令」第3条に 住		自衛隊の部隊の	の長一覧		
		区分	部 隊 の 長	(担任語		電話番号	災害派遣の担任		区分	部隊	の長	(担任	所 部署)	電話番号	災害派遣の担任		
			(略)							(略)							
		陸上	第4特科連隊長	久留米市国分配		(0942)	佐賀県(鳥栖市、		陸上	西部方面温	成団長	久留米市国分		(0942)	佐賀県(鳥栖市、		
		陸上自衛隊		( <u>連隊</u> 本部 <u>第〔</u>	<u>3科</u> )	43-5391	神埼市、神埼郡、 三養基郡を除く)		陸上自衛隊			( <u>混成団</u> 本部	<u>訓練科</u> )	43-5391	神埼市、神埼郡、 三養基郡を除く)		
					(略)								(略)				
				(略	<b>፭</b> )							(#	各)				
	(1	略)						(	(略)								
	4 ~	5	(略)					4	~ 5	(略)							
156	第7	7項	応援協力体制					第	7項	応援協力体	本制						国の防災基本
	(	略)							'略)								計画の修正を受けて
	•	,	応援要請が迅速に行え	.るよう、あらか	じめ関係機	関相互で要詞	<b>青の手順、連絡調整窓口、</b>	,	,	応援要請が	迅速に行	えるよう、あらか	いじめ関係	機関相互で要詞	請の手順、連絡調整窓[	口、連	217 C
		)方法 )とす		:もに、連絡先の	共有を徹底	しておくなと	ご、必要な準備を整えてお			tを取り決め <sup>゛</sup> iを整えてお			)共有を徹	底しておくな。	ど、 <u>実効性の確保に努</u> め	<u>め、</u> 必	
		略)							(略)	# C TE /C C 0)	(00)	, <b>.</b>					
163	第	3 Л	む援協定	市町、消防機関	関、			第	3 A	心援協定		市町、消防機	関、				表記の簡略化
							防防災課、新幹線・地域交	·	県( <u>各協定の担当所属</u> )						I		
			<u>通課、循環型社会推進課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務</u> 課、薬務課、産業企画課、経営支援課、県土企画課、建設・技術課、				(-1	(略)									
				建築住宅課、	可川砂防課、	総務事務セン	<u>9-</u> )										
	(1	略)															



頁	修正前	修正後	備考
164	(追加)	第4 国の制度に基づく保健医療活動の受援  保健医療活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等県外の都道府県からの人的支援を求める。	項目の追加
	第 <u>4</u> 派遣職員にかかる身分、給 県 (人事課 ) 与等 (略)	第 <u>5</u> 派遣職員にかかる身分、給 県 (人事課 ) 与等 (略)	
	第 <u>5</u> 受援のための措置 市町、防災関係機関、県(消防防災課、関係各所属)	第 <u>6</u> 受援のための措置 市町、防災関係機関、県(消防防災課、関係各所属)	
	第8項通信計画	第8項 通信計画	
	第1 <b>多様な通信手段の利用</b> 防災関係機関、市町、 県(危機管理・報道課、消防防災課、資産活用課)	第1 多様な通信手段の利用 防災関係機関、市町、 県(危機管理・報道課、消防防災課、資産活用課)	組織変更を反映
165	(略)  1 県防災行政無線 (略)  区分 接続回線 通 信 内 容 県庁から 地上系 有 線 電話 FAX 映 像 防災 一斉指令 (注 2) データ 可 能 (略)  陸上自衛隊(第4特科連 隊、九州補給処) 唐津海上保安部  (略)  (略)	(略)  1 県防災行政無線 (略)  区分 接続回線 通信内容 県庁から 地上系有線 電話 FAX 映像 防災 一斉指令 (注 2) データ 可能  (略)  陸上自衛隊(西部方面混成理 九州補給処) 唐津海上保安部  (略)  (略)  (略)	
168	第2 通信施設の応急復旧 専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事業者、放送事業者、県(消防防災課) 1 一般加入電話	第2 通信施設の応急復旧       専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事業者、放送事業者、県(消防防災課)         1 一般加入電話	国の防災基本計画に合わせる
	I DXNH/\UII	' 以X/H/、宅町	



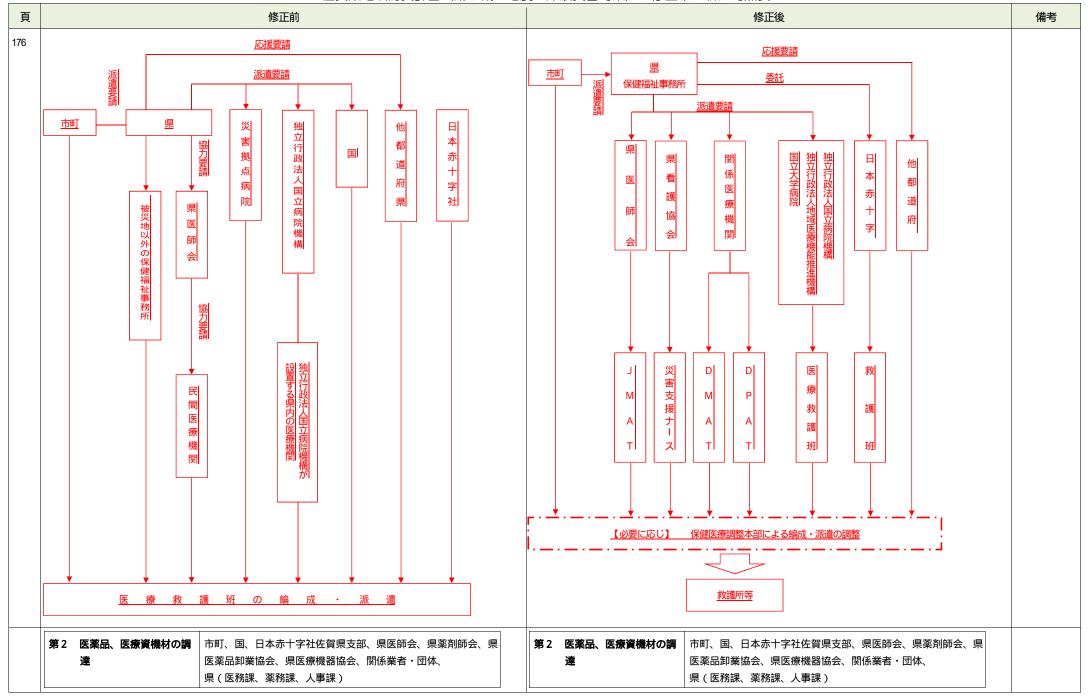
頁		修正前		修正後	備考
	信設備等の迅速に復旧するた	<mark>害が発生した場合は、</mark> 重要通信を確保 <mark>し、あるいは</mark> 被災した電気通 め、被害状況・疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、応急復旧 し、速やかに応急復旧を行う。	保 <u>する。</u> <u>また、</u> 被災した電気通信設係	において、国、県、市町等の防災関係機関の重要通信を優先的に確 構等の迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状況等の 要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。	
	2~3 (略)		2~3 (略)		
	第10項 医療活動計画		第10項 保健医療活動計画		
172	合には、市町、県、災害拠点病 賀県医師会、佐賀県歯科医師会 施する。その具体的な手順は、	し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐及び郡市医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実別に定める「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。 アの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、。	合には、市町、県、災害拠点病 質県医師会、佐賀県歯科医師会	し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場 完、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐 及び郡市医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確 <u>で効率的</u> な保健 内な <u>活動及び</u> 手順は、別に定める <u>「佐賀県健康福祉部災害時保健医</u> 対護マニュアル」を基本とする。	保健医療活動の総合調整についての記載を追加し、記載内容を全面的に直し
	第1 医療活動	国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、 災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師 会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県(消防防災課、医務課、障害福祉課、健康増進課、人事課)	第1 保健医療活動	国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、 災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師 会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県(消防防災課、医務課、障害福祉課、健康増進課、人事課)	
	〔追加〕		1 保健医療活動の総合調整に		
			と判断したときは、健康福祉 祉事務所管内に現地保健医療 (2) 保健医療調整本部による( 保健医療調整本部を設置し クターへリを含む。)の派遣 医療活動の総合調整を行う。 (3) 保健医療調整本部の機能等 保健医療調整本部は、県地 援者)との連携が必要な事項 び対応など、所管課のみでは る必要がある事項又は部全体 (4) 保健医療調整本部は正庁に 所)に設置する。なお、急性	情の数、避難期間等から保健医療活動の総合調整を行う必要がある 出部内に保健医療調整本部を設置し、また被災地を所管する保健福 調整本部を設置する。 保健医療活動の総合調整 いた場合は、保健医療調整本部において、保健医療活動チーム(ド 調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健 ものとする。 等について 地域防災計画に定められた健康福祉対策部の役割のうち、医療(支 は、並びに避難所における保健医療ニーズ等の収集、整理・分析及 は対応が困難であり、他課若しくは外部からの支援を受けて対応す なの共通課題として情報共有が必要な事項等について所掌する。	



頁	修正前		修正後		備考
	1 医療機関における医療活動の確保 (略)	<u>2</u> 医療機関にる (略)	おける医療活動の確保		
173	2 救護所の設置、運営 (1) 設置 市町は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、市町保健センター又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、所轄の保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置してもらうよう要請する。 県は、市町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、被災地を所轄する保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置する。 (2)~(3) (略)	適当な場所に 護所を設置し	病者等に対して医療活動を行うため、、 、救護所を設置するものとし、必要と 、てもらうよう要請する。 から要請があった場合又は自ら必要と	避難場所、避難所、市町保健センター又は 認める場合は、県に対し、適当な場所に救 認める場合は、適当な場所に救護所を設置	
174	3 医療救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。以下同じ。)の編成、派遣 地震災害時の傷病者等に対する医療活動は、医療機関が行うか、又は各機関があらかじめ設置 している次の医療救護班が、救護所等において実施する。 (1) 県医療救護班 (2) 市町医療救護班	いて医療活動 (2) 種類と派述	 動チームとは、診療を行える機能を持 <u>を行う。</u> <u>- - - - -</u>	つ医療チームのことであり、救護所等にお	
	(4) 災害拠点病院医療救護班	派遣時期 急性期	派遣元 災害拠点病院	<u>名称 </u>	
	(5) 独立行政法人国立病院機構医療救護班	<u> </u>	<u> </u>	ロジスティックスチーム含む	
	(6) 国の医療救護班		ドクターヘリ基地・連携病院	<u>ドクターヘリ</u>	
	(7) 日赤医療救護班		佐賀県医師会	<u>医療救護班(JMAT佐賀)</u>	
	(8) 赤十字現地医療班		協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム(DPAT)	
	被災市町は、地震により傷病者等が発生した場合は、速やかに、医療救護班を救護所に派遣し、		<u>日本赤十字社</u>	救護班	
	医療活動に当たらせるとともに、これでは十分に対処できないと認める場合は、県に対し、医療		その他	その他の医療救護班等	
	救護班の派遣を要請する。	<u>亜急性期</u>	<u>日本医師会</u>	<u>災害医療チーム(JMAT)</u>	
	県は、被災市町から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、要請を待たずに、あら	<u>以降</u>	<u>佐賀県歯科医師会</u>	<u>歯科医療救護班</u>	
	かじめ設置している次の県医療救護班の中から適当と判断した班数を派遣する。		<u>佐賀県看護協会</u>	災害支援ナースによる看護班	
	県は、県医療救護班全部を派遣しても、十分に対処できないと認める場合は、県医師会に対し、		独立行政法人国立病院機構	<u>医療救護班</u>	
	医療救護班の派遣について協力を求めるとともに、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構及		独立行政法人地域医療機能推進機構	医療救護班	
	び国に対し、医療救護班の派遣を要請する。さらに、必要と認める場合は、「九州・山口9県災		<u>国立大学病院</u>	医療救護班	
	<u>害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請</u>		<u>その他</u>	その他の医療救護班等	
	を行う。 佐賀県医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、医療救護班を派遣する。 災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構及び国は、県から要請があった場合は、医療救護班を派遣する。 日本赤十字社佐賀県支部は、自ら必要と認めた場合、又は災害救助法が適用され、県から「(県と日本赤十字社との)協定書」に基づき救助業務の委託を受けた場合は、医療救護班を派遣する。	<u>被災市町に事させるとと</u> <u>ームに不足を</u> (4) 県による	:もに、自ら保健医療活動チームを編成 :生じる場合は、県にその派遣を要請す <sub>配</sub> 遣要請・調整	る場合は編成し、救護所での医療活動に従 できない場合や救護所での保健医療活動チ る。 認める場合は、医療関係機関に対し協定等	



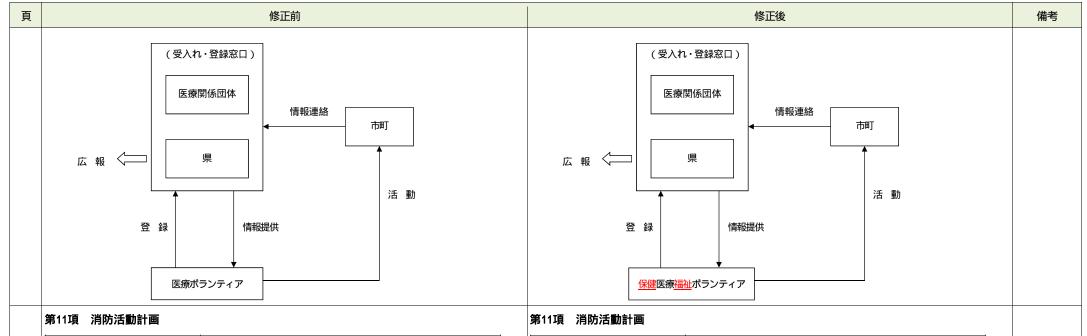
頁	修正前	修正後	備考
	佐賀県災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院は、県と締結した「佐賀県災害派遣医療チー	に基づき、救護所への保健医療活動チームの派遣要請及び調整を行う。	
	<u>ムの派遣に関する協定」の定めるところにより、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣する。</u>	また、活動場所や参集場所について、確保又は伝達を行う。	
	<u>ドクターヘリ基地・連携病院は、関係機関と連携のもと、災害派遣医療チーム(DMAT)の</u>	(5) 日本赤十字社による医療救護活動	
	活動に積極的に協力する。	日本赤十字社佐賀県支部は、自らの判断で救護班を派遣するが、災害救助法が適用され、県	
	関係医療機関は、佐賀県災害派遣精神医療チーム(DPAT)を、県と締結した「佐賀県DP	から「(県と日本赤十字社との)協定書」に基づき医療業務等の委託を受けた場合は、県の指	
	<u>AT(災害派遣精神医療チーム)の派遣に関する協定書」の定めるところにより、災害派遣精神</u>	<u>示のもと救護班を派遣する。</u>	
	医療チーム(DPAT)を編成し派遣する。	なお、県は、日本赤十字社佐賀県支部に対し、県へのリエゾン(情報連絡員)等の派遣につ	
	また、必要に応じ国及び他の都道府県に対し、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣要	いて要請するものとする。	
	<u>請を行う。</u>	(6) 他県等への応援要請	
	<u>県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(D</u>	<u>県は、必要に応じ、他県等に対し、各種協定に基づく応援要請を行う。</u>	
	MAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT) 日本赤十字社、独立行政法	(7) 災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターによる派遣調整の支援	
	人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関	災害医療コーディネーターは、県による県域での保健医療活動チームの派遣調整の支援を行	
	等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制	<u> </u>	
	の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コディネーターを活用するものと	また、地域災害医療コーディネーターは、保健福祉事務所管内での保健医療活動チームの派	
	する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における	遺調整の支援を行う。	
	<u>診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</u>	(8) DMAT活動終了後の医療体制の確保・継続	
		県は、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JM	
		A T )、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、	
		独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看	
		護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所や指定避難所等も含め、	
		<u>被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものする。</u> その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診	
		ての際、医療デーム等の交代により医療情報が削肥することのなれより、仮炎地にのける診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	
		<u>7京旧刊XのJI配Cが地切に天心C1をなめ、力のなものにする。</u>	
	<u>4~7</u> (略)	<u>5</u> ~ <u>8</u> (略)	





		佐貝県地域的災計圏(第3編)地	3震・津波災害対策)の修止案 新旧対照表 コープログラス コープログラス コープログラス コープログラス カー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー					
頁		修正前	修正後	備考				
177	<ol> <li>(略)</li> <li>安定供給の確保</li> <li>(1) (略)</li> <li>(2) 県      ア (略)      イ <u>医療救護班</u>からの要請に ウ~エ (略)</li> <li>(略)</li> </ol>	基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。	<ol> <li>(略)</li> <li>安定供給の確保         <ul> <li>(1) (略)</li> <li>(2) 県             ア (略)             イ 保健医療活動チームからの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。             ウ~エ (略)</li> </ul> </li> <li>(略)</li> </ol>					
178	第3 医療施設の応急復旧 (略)	市町、被災医療機関、県(医務課)	第3 医療施設の応急復旧       市町、被災医療機関、県( <u>福祉課、</u> 医務課)         (略)	関係所属の追 加				
178	第4 医療ポランティアへの対応	市町、 県(医務課、障害福祉課)	第4 保健医療福祉ポランティ アへの対応       市町、県(福祉課、医務課、障害福祉課)	関係所属の追 加				
179	1 登録窓口の設置、広報 県は、直接又は医療関係団体 設置するとともに、このことに 2 情報提供等 市町は、被災地において医療 職種、受入れ日時・場所等の情 県は、市町からの情報の内容 報提供を行う。その際、次のこ	関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している 情報を連絡する。 ドについて調整を行い、登録している医療ボランティアに対し、情 ことを <mark>依頼</mark> する。 るよう、生活必需品等を携行すること	<ul> <li>県は、保健医療福祉ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。</li> <li>地震災害時に、保健医療福祉ボランティアの申出がある場合は、県は、次により対応するものとする。</li> <li>1 登録窓口の設置、広報 県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、保健医療福祉ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。</li> <li>2 情報提供等 市町は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入れ日時・場所等の情報を連絡する。 県は、市町からの情報の内容について調整を行い、登録している医療ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを要請する。</li> <li>(1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること</li> <li>(2) 可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること</li> <li>(3) 被災者のニーズにあった保健医療提供を行うこと</li> <li>(4) その他、保健医療福祉ボランティアを行う者は県及び市町他、関係者の指示に従うこと</li> </ul>	表現の見直 U 記載場所の変 更 内容の追記				





<b>第4 救急活動</b>   消防機関、市町、
---------------------------

(略)

1 (略)

181

## 2 搬送手段の確保

消防機関は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。 応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。

消防機関、市町は、地震災害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認めるときは、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターへ リの相互応援に係る基本協定」及び「<u>長崎県及び佐賀県によるドクターヘリの共同運航に係る協</u> 定」に基づき、運航するものとする。 **第4 救急活動** 消防機関、市町、 県 (消防防災課 )

(略)

1 (略)

## 2 搬送手段の確保

消防機関は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。 応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。

## <u>さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム(DMAT)等に支援を求める。</u>

消防機関、市町は、地震災害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認めるときは、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「<u>佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定</u>」に基づき、運航するものとする。

内容の追記

協定名の変更



頁		修正前		修正後	備考
	3 ~ 4 (略)		3~4 (略)		
	第12項 惨事ストレス対策		第12項 惨事ストレス対策		
182	第1 惨事ストレス対策 災害現場などで悲惨な体験や恐	救助・救急又は消火活動を実施する各機関 恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けること	第1 惨事ストレス対策	救助・救急又は消火活動を実施する各機関 <u>保健医療活動チームを</u> 派遣する各機関	保健医療活動 チームについ
	があり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。 そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。 また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。		災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。 そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関及び保健医療活動チームを派遣する各機関は、		ての記載を追 加
	第 13 項 水防活動計画と二次	災害の防止活動	第13項 水防活動計画と二次	欠災害の防止活動	
	第1 水防活動計画と二次災害 の防止活動	国、市町、河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、砂防施設の管理者、下水道施設管理者、県(消防防災課、下水道課、農山漁村課、河川砂防課、道路課)	第1 水防活動計画と二次災害 の防止活動	国、市町、河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、砂防施設の管理者、下水道施設管理者、県(消防防災課、下水道課、農山漁村課、河川砂防課、道路課)	国の防災基本 計画の修正を 受けて
	1 (略)		1 (略)		
183	門技術者等を活用して、危険箇	降雨・ <mark>余震</mark> 等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専 所の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断 関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備など	門技術者等を活用して、危険値	D降雨・ <mark>地震</mark> 等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専 箇所の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断 機関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備など	
	第 14 項 避難計画		第 14 項 避難計画		
	第3 避難誘導等	避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、避難の勧告・指示等を受けた住民等(自主防災組織を含む) 市町、県(消防防災課)	第3 避難誘導等	避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、避難の勧告・指示等を受けた住民等(自主防災組織を含む) 市町、県(消防防災課)	国の防災基本 計画の修正を 受けて
	1 (略)		1 (略)		
188	<ul><li>2 避難</li><li>(1) (略)</li><li>(2) 広域的な避難</li><li>被災市町は、災害の規模、</li></ul>	被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区	<ul><li>2 避難</li><li>(1) (略)</li><li>(2) 広域的な避難</li><li>被災市町は、災害の規模、</li></ul>	被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区	



性與宗地域的及計画(为 5 欄 地展 * 序/ 及人员对求 / 0 /			及 件//文人口/17水/ 07/9年	FIXX日初來/ 07修正未 初日初無我	
頁		修正前		修正後	備考
	域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。 (略) 市町は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 (略)		は において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受力 れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受力 れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。 (略) <u>【削除】</u> (略)		記載場所の変 更 (第2章第 1節第2項第 7-2へ)
	3 (略)		3 (略)		
190	第5 避難場所及び避難所の開 設・運営	市町、 県(消防防災課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、 福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、 <u>医務課、</u> 健康 増進課、生活衛生課、教育総務課、教育振興課、学校教育課、保	第5 <u>指定緊急</u> 避難場所及び <u>指</u> 定避難所の <u>開放・</u> 開設・ 運営	市町、 県(消防防災課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、 福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、 生活衛生課、教育総務課、教育振興課、学校教育課、保健体育課)	関係所属の見直し
		健体育課 )	市町は、発災時に必要に応じ、	指定緊急避難場所及び指定避難所について、市町地域防災計画や	計画の修正を受けて
		「は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、市町地域防災計画や Nじめ作成した避難所運営のマニュアル並びに県立学校にあっては「県立学校における福祉避		のマニュアル並びに県立学校にあっては、「県立学校における福祉避 こ基づき、直ちに <mark>開放・</mark> 開設し、適切に運営する。	支げて
		に基づき、直ちに <u>避難所を</u> 開設し、適切に運営する。	無所の開放 建合(ニュ)ルコ	C本ノと、且りに <mark>所以</mark> 所以し、過切に建合する。	国の防災基本計画に合わせ
	1 避難場所及び避難所の開設市町は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。避難所を開設した場合、市町は、開設日時・場所、箇所数及び収容人員、設置期間の見込み等の開設状況について、避難所リストを作成し、速やかに県に報告するものとする。(略)		(2) 指定避難所 市町は、指定避難所を開設する。 必要があれば、あらかじめ 施設の管理者の同意を得て、 さらに、避難所開設に当た 設又は旅館・ホテル等を借り 指定避難所のライフライン 立が続くと見込まれる場合に 設しない。 市町は、指定避難所を開設	でじ、指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。 とし、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、福祉 が指定した施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該	3
	2 避難所の運営管理等		2 <u>指定</u> 避難所の運営管理等		



修正前 修正後 頁 191 市町は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝 市町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確 達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営につ な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難 いて専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他 所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、 の市町村に対して協力を求める。また、市町は、避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がか 県又は他の市町村に対して協力を求める。また、市町は、指定避難所の運営に関し、被災者に過 からないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体 度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的 的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 (略) (略) なお、市町及び県は、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、 なお、市町及び県は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、 必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住 必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住 宅のあっせん、活用等によって、避難所の早期解消に努めることを基本とする。 宅のあっせん、活用等によって、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。 (1) 避難者情報の把握及び開示 (1) 避難者情報の把握及び開示 市町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び開示に努める。 市町は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず また、避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている在宅等被災者に係る情報についても早期に把 食料や水等のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・ 握するよう努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、 児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に 要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町に提供するものとする。 努め、把握した情報について市町に提供するものとする。 (2) 生活環境の維持 (2) 生活環境の維持 市町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好 市町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に なものであるよう努めるものとする。 良好なものであるよう努めるものとする。 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者の 避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、 記載順の修正 プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、 入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等によ 看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、暑さ・寒さ対策の必要 る巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の 記載内容の充 性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な 状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要 措置を講じるよう努める。 な措置を講じるよう努める。 さらに、避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも配慮する。 さらに、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも努める。 (3) 男女双方の視点等への配慮 (3) 男女双方の視点等への配慮 記載内容の充 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視 市町は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならない 点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の よう配慮する。 女性による配布を円滑に行うために必要に応じ、トレーラーハウスを確保し、あわせて巡回警 また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣 備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ 室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所に に配慮した避難所の運営に努める。 おける乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べ る空間の確保、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、 女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。 なお、市町は、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によるこ となく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏 らないよう配慮する。 (4)~(5) (略) (4)~(5) (略) 192 (6) 相談窓口の設置 (6) 相談窓口の設置 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、



	<b></b>		也震・津波災害対策)の修正案 新旧対照表		• •	
頁		修正前		修正後	備考	
		:げるため、相談窓口の設置に努めること。なお、女性 <u>に対し適切</u> : <u>は女性も配置するなどの配慮をするよう努めるものとする</u> 。		:げるため、相談窓口の設置に努めること。なお、女性 <u>や子どもへ</u> : <u>康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口</u>		
	じるコミュニティセンター、 の設置や疾病や心のケア対策 スク対策に努めるものとする (略) (9) 在宅避難者への配慮 市町は、やむを得ず避難所 の配布、保健師等による巡回	、市町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等でのために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリッ。 「に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資理健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等図られるよう努めることとする。	じるコミュニティセンター、 器等の設置や疾病や心のケア うリスク対策に努めるものと (略) (9) 在宅避難者への配慮 市町は、やむを得ず <u>指定</u> 逐 物資の配布、保健師等による	は、市町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応 指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機 対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴 でする。 登難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な る巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝 足が図られるよう努めることとする。		
	第 15 項 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動		第 15 項 応急住宅対策計画と	二次災害の防止活動		
193	第1 被災住宅の応急危険度判 定等	市町、 県(建築住宅課、都市計画課)	第1 被災住宅の応急危険度判 定等	市町、 県(建築住宅課、都市計画課)	国の防災基本 計画の修正を 受けて	
193	1 広報活動 県、市町は、地震発生後、被災住宅が <u>余震</u> 等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、 連携し、住民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。			災住宅が <mark>地震</mark> 等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、 7災害に留意するよう広報活動を行う。	XI) C	
	2 (略)		2 (略)			
193	第2 応急仮設住宅の <mark>建設</mark> 及び 運営管理等	市町、県警察、 県(消防防災課、県民協働課、こども未来課、福祉課、こども家 庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、土地 対策課、建築住宅課)	第2 応急仮設住宅の <mark>提供</mark> 及び 運営管理等	市町、県警察、 県(消防防災課、県民協働課、こども未来課、福祉課、こども家 庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、土地 対策課、建築住宅課)	国の防災基本 計画の修正を 受けて	
194	要な資機材が不足し、調達の必	かじめ把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要がある場合は、必要に応じて、非常本部等を通じて、又は直接、経済産業省、国土交通省、環境省)に資機材の調達に関して要請	要な資機材が不足し、調達の必 直接、資機材関係省庁(農林水 て要請するものとする。	かじめ把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必可要がある場合は、必要に応じて、国の非常本部等を通じて、又は 定省、経済産業省、国土交通省、環境省)に資機材の調達に関し 必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう関係業界団 でする。		



頁		修正前		修正後	備考
	2~3 (略)		2~3 (略)		
	第17項 交通及び輸送対策計画		第 17 項 交通及び輸送対策計画		
199	第1 交通規制等による交通の 確保対策	海上保安部、福岡空港事務所、県警察	第1 交通規制等による交通の 確保対策	海上保安部、福岡空港事務所、県警察 <u>県公安委員会</u>	国の防災基本 計画の修正を
	1 陸上交通の確保 (1) (略) (2) 交通規制の実施 ア〜イ (略) 【追加】  立 交通規制のための資機材の整備等 緊急交通路の規制に必要な標示板、セーフティーコーン、広報マイク等の資機材について、 平素から整備を行う。		1 陸上交通の確保 (1) (略) (2) 交通規制の実施 ア~イ (略) ウ 警備業者等への要請、交通管制施設の活用 県警察は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。また、情報板、信号機等の交通管制施設も活用する。 工 住民への周知 県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。 オ 公安委員会の要請 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 カ 交通規制のための資機材の整備等 緊急交通路の規制に必要な標示板、セーフティーコーン、広報マイク等の資機材について、平素から整備を行う。		受けて国の防災基本計画に合わせる
201	ともに、応急標識を設置する 航路標識が損壊し、又は流 標識の設置に努める。 (2) 航路等の障害物除去等 海上保安部は、海難船舶又 生じるおそれがあるときは、	県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、県(農山漁村課、道路課、港湾課)  に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うと等により水路の安全を確保する。 失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急は漂流物、沈没物その他物件により船舶交通の危険が生じ、又は速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告す		県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、県(農山漁村課、道路課、港湾課)  諸は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈航行が危険と認められる場合には、国、県及び市町に報告するとと	記載順の変更国の防災基本計画に合わせる



		佐賀県地域防災計画(第3編 地	也震・津波災害対策)の修正案 新旧対照表			
頁		修正前		修正後	備考	
	る。 <u>〔追加〕</u> 3 (略)		生じるおそれがあると これらの除去その他的 る。 (2) 港湾及び漁港の応渡 海上保安部は、水路 ともに、応急標識を記	各の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うと 设置する等により水路の安全を確保する。 坡損し又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応		
	, ,		` '			
	第7 空港施設 1 (略)	県 ( 佐賀空港事務所 )	<b>第7 空港施設</b> 1 (略)	県(佐賀空港事務所)	国の防災基本計画の修正を受けて	
226	2 応急措置 空港施設管理者は、施設が被災した場合は、余震等による二次災害に留意しつつ、空港機能が 確保されるよう速やかに応急復旧を行う。		2 応急措置 空港施設管理者は、施設が被災した場合は、 <u>地震</u> 等による二次災害に留意しつつ、空港機能が 確保されるよう速やかに応急復旧を行う。		XIVE	
	第25項 ポランティアの活動対策計画		第25項 ポランティアの活動対策計画			
	第3 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関(県・市町災害ボランティアセンター)、市町、県(消防防災課、県民協働課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際課、建設・技術課、都市計画課、建築住宅課、河川砂防課)	第3 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関(県・市町災害ボランティアセンター)、市町、県(消防防災課、県民協働課、福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際課、建設・技術課、都市計画課、建築住宅課、河川砂防課)	国の防災基本計画の修正を受けて	
237	(略) 市町、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するように努めるとともに、活動環境について配慮する。		関は、地元や外部から被送ともに、中間支援組織整を行う組織)を含めた	社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と <u>の連携を図る(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調連携体制の構築を図り</u> 、情報を共有する場を設置するなどし、被災者の二を把握 <u>する。これにより</u> 、連携のとれた支援活動を展開するように努めるとて配慮する。		
	第27項 帰宅困難者対策		第27項 帰宅困難者対抗	策		
238	第1 帰宅困難者対策 県、市町は、災害の発生に	市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県(消防防災課、経営支援課、観光課、新幹線・地域交通課) より交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者	第1 帰宅困難者対策 県、市町は、災害の発:	市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県(消防防災課、経営支援課、観光課、新幹線・地域交通課) 生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者	国の防災基本 計画の修正を 受けて	



頁		修正前		修正後	備考
	が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時 <u>的な宿泊場所</u> 、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。 また、一時 <u>的な宿泊場所</u> の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。 (略)		が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時 <u>滞在施設</u> 、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。また、一時 <u>滞在施設</u> の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した <u>一時</u> 滞在 <u>施設</u> の運営に努めるものとする。 (略)		
	第30項 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬		第30項 行方不明者等の捜索	、遺体の処理、火葬	
	第2 処理収容	市町、消防機関、県警察、海上保安部	第2 処理収容	市町、消防機関、県警察、海上保安部	
244	1~2 (略) 3 遺体の処理 市町は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は <u>医療救護班</u> による遺体の検案を実施する。 4 (略)		1~2 (略)  3 遺体の処理 市町は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は <u>保</u> <u>健医療活動チーム</u> による遺体の検案を実施する。  4 (略)		
	第32項 防疫計画		第32項 防疫計画		
249	第1 防疫計画	市町、県(健康増進課、薬務課、生活衛生課)	第1 防疫計画	市町、県(健康増進課、薬務課、生活衛生課)	記載の修正内容の追加
	地震発生時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。)に基づき、県及び市町は、相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。  1 防疫活動 県、市町は、次の防疫活動を行う。 (1)~(2)(略)(3)清潔の保持 市町は、感染症の発生予防のため必要があると認められるときは、当該土地又は建物の占有者(占有者がない場合は管理者)に対し、清潔を保つよう指導する。また、市町は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。 (4)消毒 県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるときは、感染症法第27条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理者等に対し、消毒を命じる。 (略)		が予想される場合は、感染症の	化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律という。)に基づき、県及び市町は、相互に連携し、迅速に防疫活動を援を要請する。	
			有者がない場合は管理者)に また、市町は自ら管理す (4) 消毒 県は、感染症の発生を予	を行う。  おのため必要があると <mark>認める</mark> ときは、当該土地又は建物の占有者(占に対し、清潔を保つよう指導する。 る道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。  おし、又はそのまん延を防止するため必要があると <mark>認める</mark> ときは、 より、感染症の病原体に汚染された場所の管理 <mark>をする</mark> 者等に対し、	



_		長・洋波災告刈束/の修止条・利旧刈照衣	
頁	修正前	修正後	備考
	(5) ねずみ族、昆虫等の駆除 県は、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき <u>地</u> 域を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、 駆除することを命じる。 (略)	(5) ねずみ族、昆虫等の駆除 県は、 <u>感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、</u> <u>感染症法第28条の規定により、</u> ねずみ族、昆虫等を駆除すべき区域を指定して、当該区域の 管理をする者等に対し、駆除することを命じる。 (略)	
250	(6) 避難所における防疫指導 市町は、県の指導のもとに、薬業衛生センター等において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。 (7) 臨時予防接種 県は、感染症の発生予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定し、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施し、又は市町に実施させる。 (8) 生活用水の供給等 県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるときは、感染症が発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるときは、感染症法第31条第1項の規定により、汚染された(又は汚染された疑いのある)生活用水管理者に対し、期間を定めてその使用又は供給を制限、又は禁止する。 (略)	(6) 避難所における防疫指導 市町は、県の指導のもとに、登録水質検査機関、衛生薬業センター又は水道事業者(企業団等)において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。 (7) 臨時予防接種 県は、感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日又は 期間を指定し、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施し、又は市町に実施させる。 (8) 生活用水の供給等 県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症が発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第31条第1項の規定により、汚染された(又は汚染された疑いのある)生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めてその使用又は給水を制限、又は禁止する。 (略)	
	2 (略)	2 (略)	
	3 支援措置、応援 県は、必要に応じ、次の支援措置、応援要請を行う。 (1) 市町に対し、応援のための職員を派遣する。 (2) 市町に対し、防疫用資材等のあっせんを行う。 (3) 上記の措置を講じてもまだ不足する場合、県は国又は自衛隊に対し、応援を要請する。	3 支援措置、応援 県は、必要に応じ、次の支援措置、応援要請を行う。 (1) 市町に対し、応援のための職員を派遣する。また、職員の派遣が困難な場合は、災害時健康 危機管理支援チーム(DHEAT)や他都道府県からの保健師チーム、国立感染症研究所の他 関連学会等の専門家の応援を要請する。 (2) 市町に対し、防疫用資材等のあっせんを行う。 (3) 上記の措置を講じてもまだ不足する場合又は不足する恐れのある場合、県は国又は自衛隊に対し、応援を要請する。	
	4 (略)	4 (略)	
	第33項 保健衛生計画	第33項 保健衛生計画	
252	地震発生時において、県及び市町は、被災者の健康保持や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため、相互に連携し、適切な保健衛生活動を実施する。	地震発生時において、県及び市町は、 <u>指定避難所等で生活する</u> 被災者の健康 <u>状態の把握</u> や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため <u>に必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮</u> する。 県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。	国の防災基本 計画の修正を 受けて 国の防災基本
	第1 被災者等の健康管理 市町	第1 被災者等の健康管理 市町	計画に合わせる

頁		修正前		修正後	備考
		県(福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進 課、人事課)		県(福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進 課、人事課)	
	者等の健康管理(保健指導、栄養 て保健師、栄養士等による巡回優 特に、高齢者、障がい者及び い、必要に応じ福祉施設等への受 団体やボランティア等の協力を得 なお、県は、災害時の心のケブ り、保健福祉事務所、被災市町、 てメンタルヘルスケアを実施する 対する相談体制の確立に努める。 これらを実施するのに人員等が	アども等の災害時援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行 受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係 引つつ、実施する。 アに関するマニュアルに基づき、精神保健福祉センターが中心とな 佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関と連携・協力し あ。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に が不足する場合は、県は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全 成応援に関する協定」に基づき、応援を要請するとともに、さらに、	の健康に不調を来す可能性が高い 健康状態を十分に把握し、必要は 特に、要配慮者の心身双方の健 介護職員等の派遣、車椅子等の制 計画的に実施する。 また、被災者等の健康管理(保 等の協力を得て保健師、栄養士等 なお、県は、「佐賀県災害時の。 健福祉センターが中心となり、保 医療機関及び災害派遣精神医療到 る。この場合、必要に応じて巡回 これらを実施するのに人員等が	指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方にあ、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の上応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。 は康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、一部である。 は一部である。 は、一部である。 は、一部である。 は、一部である。 は、一部である。 は、一部である。 は、一部である。 は、一部である。 は、一部である。 は、一部である。 は、「カ州・山口・リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(略)		(略)		
	第34項 動物の管理、飼料の領第1 家畜の管理、飼料の確保	1	第34項 動物の管理、飼料の第第1 家畜の管理、飼料の確保		国の防災基本計画の修正を
254	1 避難対策 市町は、地震発生後、余震による畜舎の倒壊、地震による水害など二次災害の発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。 (略)			よる畜舎の倒壊、地震による水害など二次災害の発生のおそれが 「理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。	受けて
	2~5 (略)		2~5 (略)		
255	第2 家庭動物等の保護等 県及び市町は、地震による被災	市町、 県(有明海再生・自然環境課、生活衛生課、生産者支援課、畜産 課、) そのためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐		市町、 県(生活衛生課) のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐 一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。	国の防災基本計画に合わせる
	賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。		·	とび管理に関する法律第26条に定める「特定動物」) の逸走対策に	
	第39項 生活再建計画		第39項 生活再建計画		
266	第 1 被災者生活再建支援金	国、市町、	第1 被災者生活再建支援金	国、市町、	県独自制度に



頁		修正前	修正後	備考
	に行われるよう国及び市町等と	県(消防防災課) (平成10年法律第66号)に基づき、被災者の生活再建が速やか良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市町は、係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備	県(消防防災課) 県は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。 さらに、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。	ついて追記
3	(略) 【人命救助 (略) <u>医療活動の編成</u>	策本部における災害応急対策の着手時期 を本格化するとともに、被災者支援を開始する時期】  動(医療救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)含む。) ・派遣、DMATの派遣要請、人工透析受療の確保、医薬療資機材の調達、医療施設の応急復旧)	地震災害対策に係る県災害対策本部における災害応急対策の着手時期 (略)  【人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始する時期】 (略) <u>救急救命医療活動等の確保・支援</u> 、災害派遣医療チーム(DMA T <u>)等</u> の派遣要請、人工透析受療の確保、医薬品・医療資機材の調達、医療施設の応急復旧 (略)	第10項の修正を受けて
	第3節 災害復旧・復興 第2項 被災者の生活再建等		第3節 災害復旧・復興計画 第2項 被災者の生活再建等への支援	
	一 一	177 278		
5	かに行われるよう国及び市町 町は、被災者生活再建支援金の	国、市町、日本赤十字社佐賀県支部、県(消防防災課、福祉課) 援金 去(平成10年法律第66号)に基づき、被災者の生活再建が速や等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。	第3 災害弔慰金、見舞金等 国、市町、日本赤十字社佐賀県支部、県(消防防災課、福祉課)  1~3 (略)  4 被災者に対する生活再建支援金 県は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。  さらに、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。	
5 8	1~3 (略) 4 被災者に対する生活再建支 県は、被災者生活再建支援 かに行われるよう国及び市町 町は、被災者生活再建支援金の	県(消防防災課、福祉課) 援金 去(平成10年法律第66号)に基づき、被災者の生活再建が速や 等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市 の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申	県(消防防災課、福祉課) 1~3 (略) 4 被災者に対する生活再建支援金 県は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。 さらに、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者につい	県独自制度 ついて追記 記述の修正



_		3辰・序仪火合列泉/の修正朱、村口利照衣		
頁	修正前		修正後	備考
	3 母子寡婦福祉資金貸付金 県は、被災した20歳未満の児童を扶養している「配偶者のいない女子」又は寡婦及び40歳 以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者に対し、母子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、 母子寡婦福祉資金貸付金を貸し付ける。	金貸付金を貸し付ける。 (1) 20歳未満の児童を扶養 (2) 20歳未満の児童を扶養 (3) 寡婦	金貸付制度に基づき、 <u>被災した次の者に対し、</u> 母子 <u>父子</u> 寡婦福祉資 <u>している配偶者のない女子</u>	
	第3章 津波災害対策	第3章 津波災害対策	ŧ	
	第1節 災害予防対策計画	第1節 災害予防対策計画		
	第3項 避難収容活動 沿岸市町、防災関係機関	第3項 避難収容活動	沿岸市町、防災関係機関	国の防災基本
	1 (略)	1 (略)		計画の修正を受けて
283	2 避難場所及び避難所 沿岸市町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定され る津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。	校等の公共的施設等を対象に、 いて安全が確保される指定緊急 て、必要な数、規模の施設等なる。 特に、指定緊急避難場所と	避難所 や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時にお急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所についをあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底を図るものとす指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める	表現の見直し
	(略) 市町は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。 県は、市町が県有施設を避難場所又は避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。 (1) 指定緊急避難場所 沿岸市町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築	のため、必要に応じて、福祉 県は、市町が県有施設を指定 要な整備に努める。特に、指定 用できるよう多機能トイレや (1) 指定緊急避難場所 沿岸市町は、被災が想定さ 害に対して安全な構造を有し 該部分への避難経路を有する 可能な管理体制等を有するも オープンスペースについては	では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者 避難所を指定するよう努めるものとする。 定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必 定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利 電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。 されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災 し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当 る場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが ものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等の は、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、や おそれのある場所を指定避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪	

化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点

物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄な

佐賀県地域防災計画(第3編 地震・津波災害対策)の修正案 新旧対照表

			成 件次火口/17米/ 0月月1			
頁		修正前		修正後	備考	
	ど防災拠点化を図るものとする。  (2) 指定避難所 (略) 市町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。  3 (略)  第4項 防災知識の普及 防災関係機関、市町、学校等、県(消防防災課、教育振興課、学校教育課、保健体育課)  1 防災知識の普及・啓発等(略) (1)~(2) (略) (3) 津波に関する想定・予測の不確実性地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災も有り得ることなど  2 (略)		化を図るものとする。 (2) 指定避難所 (略) 市町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。			
284			第4項 防災知識の普及 防災関係機関、市町、学校等、県(消防防災課、教育振興課、学校教育課、保健体育課)  1 防災知識の普及・啓発等(略) (1)~(2) (略) (3) 津波に関する想定・予測の不確実性地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど  2 (略)		国の防災基本計画の修正を受けて	
	第2節 災害応急対策計画		第 2 節 災害応急対策計画			
	第3項 避難対策		第 3 項 避難対策			
288	第1 避難対策等  沿岸市町、消防機関、県警察、防災関係機関  沿岸市町及び消防機関は、強い地震(震度4程度以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合は、直ちに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を実施し、県警察等と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示(緊急)等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示(緊急)の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。この際は、要配慮者に十分配慮する。また、津波警報、避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図るものとする。(略)沿岸市町、消防機関、県警察及び防災関係機関は、消防職団員、警察官、市町職員など避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。また、避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波		て避難の必要を認める場合者にし、県警察等と連携して安全が自動的に避難指示(緊急)を発津波の規模と避難指示(緊急)慮者に十分配慮する。また、津波警報や避難指示(係)海水浴客、釣り人、観光客等(略)沿岸市町、消防機関、県警察支援者等が津波警報等を確実に援者へ退避を指示できる通信	沿岸市町、消防機関、県警察、防災関係機関 鋭い地震(震度4程度以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ しくは津波警報等を覚知した場合は、直ちに避難指示(緊急)を実施 かつ効率的な避難誘導を行うものとする。なお、津波警報等に応じて やする場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、 の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。この際は、要配 (緊急)等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、 こも確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図るものとする。 のび防災関係機関は、消防職団員、警察官、市町職員など避難誘導・ こ入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支 手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。ま こる者の安全が確保されることを前提としたうえで、気象庁が発表す	文言の修正	

# 報告1

佐賀県地域防災計画(第3編 地震・津波災害対策)の修正案 新旧対照表

अंद्र प्राप्त	
資料	163

頁	修正前	修正後	備考	
	<u>到達時間</u> も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。	る津波到達予想時刻 も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。	<u> </u>	